

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
48	寝屋川市 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に関する事務に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寝屋川市は新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給の事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

寝屋川市長

公表日

令和7年7月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寝屋川市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事務
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮し、社会福祉協議会による特例貸付を利用している世帯のうち、総合支援資金の再貸付が終了するなどこれ以上特例貸付を利用できない等要件を満たす世帯に対し、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給要領(令和3年6月11日付け社援発0611第7号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、本市においても寝屋川市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(以下「支援金」という。)を支給する。
③システムの名称	住基システム、生活保護システム
2. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金蓄積データ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条 令和3年内閣府告示第70号(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示)第2号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項、別表第1の第100項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第73条 令和3年内閣府・総務省告示第1号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める命令第73条の内閣総理大臣及び総理大臣が定める事務を定める告示)第2号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 保護課
②所属長の役職名	保護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1-1 072-825-2195
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部保護課 〒572-8566 大阪府寝屋川市池田西町24番5号 072-838-0347
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年7月12日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年7月12日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本事務では下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる ・個人番号および本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を用いた情報照会は、情報部門の担当者に依頼しているが、当該依頼には課としての意思決定を必要としている。また、依頼に際しては、情報部門・本事務ともに特定の担当者のみが携わることであり、権限のない者によって不正に使用・情報が入手されることはない。 そのため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と言える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月28日			令和5年3月31日廃止	事後	
令和7年7月8日		令和5年3月31日廃止		事後	
令和7年7月8日	IV リスク対策8.人手を介在させる作業		「十分である」 本事務では下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる ・個人番号および本人情報が記載された申請書の廃棄		
令和7年7月8日	IV リスク対策11最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 「十分である」 特定個人情報を用いた情報照会は、情報部門の担当者に依頼しているが、当該依頼には課としての意思決定を必要としている。また、依頼に際しては、情報部門・本事務ともに特定の担当者のみが携わることとしており、権限のない者によって不正に使用・情報が入手されることはない。 そのため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と言える。		